

九州北部豪雨により被害を受けられた皆様へ

この度の九州北部豪雨により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

九州北部豪雨により、ご自身や生計を一にする親族が所有する住宅や家財など、下記①～③の資産に被害を受けられた方は、平成24年分の確定申告において、雑損控除又は災害減免法を適用することにより、所得税の軽減等を受けられる場合があります。

また、事業用資産（下記※）に被害を受けられた方は、別途、収支計算を行う必要があります。

被害を受けた資産の区分

- ① 住宅に対する被害
 - ② 家財に関する被害（家具、什器、衣服、書籍、暖房装置、冷房装置などの生活に通常必要な動産）
 - ③ 車両に対する被害（車両は、生活に通常必要な資産と認められる場合に、雑損控除の対象となります）
- ※ 事業用資産に対する被害（店舗、農舎、貸家、事業用車両、農機具など）

判定表

次のいずれか（又は両方）に該当しますか？

雑 損 控 除

住宅及び家財
などの損失額

－

保険金等で補填
される金額

－

所得金額の
10分の1

=

①

災害関連支出（災害により減失した住宅・
家財などを除去するための費用等）

－

5万円

=

②

※計算の結果、①又は②のいずれか（又は両方）に金額が残っている方（0又はマイナスは除きます。）

災害減免法

住宅又は家財に受けた損害額（保険金等で補填された金額を除きます。）
が、その時価の2分の1以上、かつ、平成24年分の所得金額が1,000万円以下

該当する

平成24年分の確定申告書を提出していただくことで、所得税の軽減等を受けられる場合があります。

雑損控除又は災害減免法を適用する場合は、下記の書類等が必要となります。

必要書類等

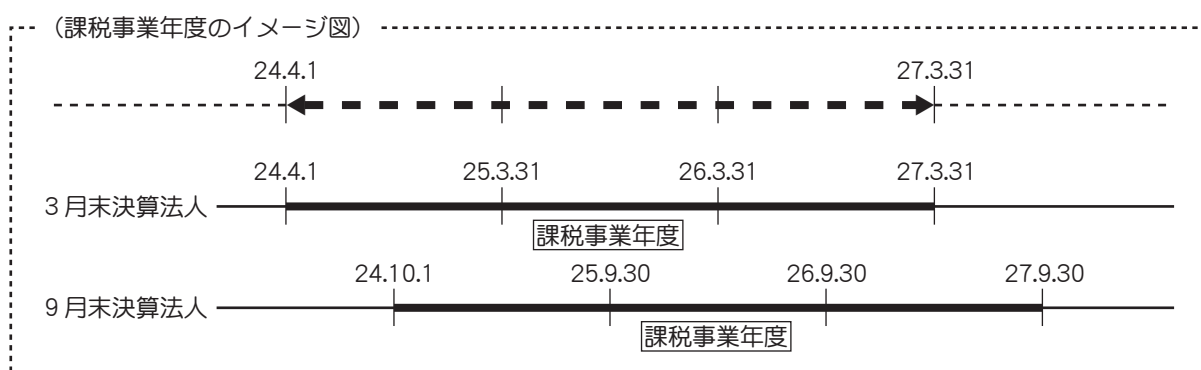
※下記の書類などをお持ちでない方は、税務署にご相談ください。

No.	必 要 書 類 等	チェック	
		あり	なし
1	被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの（建物の請負契約書等）	☐	☐
2	被害を受けた資産の修繕費、取壊し費用、除去費用の分かるもの（見積書、領収書等）	☐	☐
3	被害を受けた資産について受け取る保険金額の分かるもの（支払通知書等）	☐	☐
4	市町村から交付された「り災証明書」（コピー可）	☐	☐
5	還付金振込先の金融機関名及び口座番号（申告者ご本人のもの）の分かるもの	☐	☐
6	平成24年分の所得金額や所得控除額の分かる書類（源泉徴収票等）	☐	☐
7	生計を一にする親族に平成24年分の所得金額が38万円を超える方がいる場合は、その方の平成24年分の所得金額等の分かる書類（源泉徴収票や確定申告書の控え）	☐	☐
8	印章（認印で可）	☐	☐

復興特別法人税の創設に伴い、原則として、平成24年4月1日から3年以内に開始する事業年度について、課税標準法人税額がある場合には、復興特別法人税申告書を提出する必要があります。

◎ 平成23年12月2日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」において復興特別法人税制度が創設されました。

これに伴い、法人は原則として、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（課税事業年度）について、各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、復興特別法人税申告書を提出しなければなりません。



※平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に設立した法人や、同期間に事業年度を変更した法人等につきましては、特例があります。

各課税事業年度の課税標準法人税額は、一定の場合を除き、各課税事業年度の基準法人税額とされており、法人税申告書別表一（一）を使用する法人の場合、基準法人税額は、次の算式により計算した金額となります。

（算 式）

基準法人税額 = 別表一（一）「2」欄 - 別表一（一）「3」欄 + 別表一（一）「5」欄

なお、上記の課税事業年度であっても、課税標準である課税標準法人税額がない場合には、復興特別法人税申告書を提出する必要はありません。

また、復興特別所得税の額は、復興特別法人税の額から控除することとされていますが、控除しきれない復興特別所得税の額がある場合には、復興特別法人税申告書を提出することにより、還付を受けることができます。

平成24年4月

国 税 庁

法人会活動報告

本部

新公益法人の理事会で

「事業・予算」を決定

4月1日から公益社団法人に移行し、5月15日(火)に新体制の理事会において、新年度事業・予算及び前年度決算等が承認されました。



各専門委員会を開催

法人会では、総務・税制税務・広報・共益事業推進・厚生事業推進・公益事業推進の6委員会が7月に開催され、それぞれの専門委員会において今年度事業について協議しました。



南九連

「熊本国税局と意見交換会」

南九連総会が、9月20日(木)に鹿児島市で開催され、熊本国税局との意見交換会では、角会長が法人会と税務署幹部との交流会参加への配慮について要望しました。



公益認定記念 「チャリティゴルフ大会」を開催



日田玖珠法人会は、大分県知事より公益法人の認可を受け、4月1日より、公益社団法人として、スタートしました。

この公益認定を記念し、九州北部豪雨災害の義援金の寄贈を目的として、10月23日(火)に45団体177人の参加のもと、天瀬カントリークラブにおいて「チャリティゴルフ大会」を開催しました。

大会終了後、益金につきましては、日田市・玖珠町に豪雨災害義援金として寄贈いたしました。

「平成25年度税制改正に 関する提言」を要望

法人会では、全法連全国大会で決議された「税制改正に関する提言書」を11月16日(金)に衛藤代議士、原田日田市長、井上日田市議会議長に提出し、実現に向けての要望活動を行いました。



日田支部

「新一年生」へ

「防犯ベル」を贈呈

平成24年度の日田市内小学校へ入学する「新一年生」608名を対象にして、登下校時などでの身の危険や安全を自分自身で守るため、また事故の未然防止のため、ライト付「防犯ベル」を寄贈しました。

◇贈呈式 平成24年2月20日(月)

午後2時 日田市教育長室
◇配布日 各小学校の新一年生入学式にて贈呈



「税金クイズ大会」を開催

日田支部では、税の啓発を目的として、初めての事業となります。形式による「税金クイズ大会」を10月14日(日)に健康福祉祭り会場(中央公園)で開催しました。



税・経営・福利厚生 「地区研修会」を開催

本研修会は、延べ125名の会員及び一般市民の出席をいただき、次の4会場で開催しました。

◇開催日・対象地区・会場

・10月2日(火)

日田北部11地区 ごうや亭



・11月1日(木)

大山・津江地区 やまめの郷

・11月27日(火)

日田南部6地区 想夫恋

・11月29日(木)

天瀬地区 ホテル浮羽(天瀬町)

◇演題及び講師

①「平成24年税制改正など」

日田税務署・多喜田統括調査官

②「会社の経営」

南九州税理士会・小ヶ内税理士

③「福利厚生制度」

大同生命(株)・平嶋所長

河川美化看板を新装

日田支部では、三隈川や花月川河畔に河川美化の啓発看板「魚たちが住めるきれいな流れが私は好き」を設置しておりますが、その一部を11月に建替えを行いました。



玖珠支部

「税金クイズ大会」・

「コンサート」を開催

玖珠支部では、第十回機関庫まつりにおいて、〇×形式による「おもしろ税金クイズ大会」を開催しました。

◇日時 10月14日(日) 午前11時50分

◇会場 豊後森機関庫跡地

また、結成14年目を迎える音楽好きな楽団「スタート」を招いて、コンサートを開催しました。

◇日時 11月22日(木) 午後6時15分

◇会場 ホテル清流



「税研修会」を開催

恒例の研修会は、会員及び一般住民20名の出席で、次のとおり開催しました。